

入の美を添ゆるものなり。
晝間は事を省略して、じみな身なりにてあり度。夜間は燦爛さばでなる身なり、大によし。人のみえも燈光にて見ることが、美き人はますく美く、聲音も暗き所にて聞きたる、注意のさま見え奥床し。香にても音楽にても、只々夜の方が一しほよく聞ゆるなり。
是云ふ程のかはれる事のなき夜、時刻深くに來し客の清楚とした風なしたる最もよし年の若き御互が氣をつけて人

めでたけれ。

註解 物のばえは、物のみえのよくなること。●きらかざりは装飾なり。●色ふしもは、取り立てていふべき暗れなること。晝は、事をさぎ、およすけたる姿にてもありなん。夜は、きららかに、花やかなる装束、いとよし。人のけしきも、夜の火影ぞ、よきはよく、物言ひたる聲も、暗くて聞きたる、用意ある心にくし。にはひも、ものの音も、ただ夜ぞ、ひときはめでたき。

註解 事そきは、事を省略すること。●およすけたる姿は、おほやうにして繕はぬみなり。●きらかざりは、きらびやか。

の物事を見る人は、晝夜の別を立てぬものなれば、分けて表向にあらざる時は、公私の區別なく、身なりをきちんとしたきものぞ。よき男の日暮れて沐浴し、女も夜ふくる頃に貴人御前より退出し、我が部屋にてけしやうするが、奥床しい。

欄 ●人のけしきは、人のみえ。●よきはよくは、美しき人は一しほ美しくこの意。●用意ある云云は、言葉づかひにも注意の程見えて奥床しとなり。

さしてことなる事なき夜、うちふけて、參れる人の清げなる様したる、いとよし。若きごち、心ごめて見る人は、時をもわかぬものなれば、殊にうち解けぬべき折節ぞ、けはれなく、引きつくるはまほしき。よき男の、日暮れてゆするし、女も夜ふくる程に、すべりつつ、鏡どりて、顔なごつくろひ出づること、をかしけれ。

註解 けはれなくは、公私の區別なく、如何なる時にても義

●ゆするは、沐浴する義。●すべりつづは、貴人の前より退出してこの義。

●第百九十二段

神なり佛なりにも、人の多く参詣せぬ日、夜忍ひやかに参りしがよい。

●第百九十三段

暗愚なる人、他人を推して其智恵の程を知れりと思ふは、少しも當らず。智は拙劣なるも圍碁のみは機敏に巧妙なる人は、賢人が圍碁の技に暗きを見て、自分の智に及ばずと思ひ込み、其他何事も自身の

○第百九十二段 神佛にも、人のまうでぬ日、夜まゐりたるよし。

○百九十三段 くらき人の

くらき人の、人をはかりて、その智をしれりと思はん、更に當るべからず。つたなき人の、碁打つことばかりに敏く、たくみなるは、賢き人の、この藝におろかなるを見て、おのれが智に及ばずと定めて、萬の道のたくみ、わが道知らざるを見て、おのれ勝れたりと思はし事、大なるあやまり

専門とする事を他人が暗ければ、おのれのみ上手と思ふは大いなる心得違なり。文字の僧と暗證の僧とが、互に推量して吾に及ばずと思ふは何れも當らず。吾が道の範圍外の物事を争ふまじく、また善悪巧拙を言ふまじきぞ。

なるべし。文字の法師、暗證の禪師、たがひに量りて、おのれに如かずと思へる、共にあたらす。おのれが境界にあらざるものをば、争ふべからず是非すべからず。

註解 くらき人は、ものごとりに通ぜぬ人。闇愚なる人。●この藝は、圍碁の技をさして云ひし語。●文字の法師は、教相のみを習うて坐禪を知らぬを云ふ。暗證の禪師は、坐禪の工夫に心を專一にし、教相に暗きを云ふ。●境界は、範圍の義。●是非云は、よしあしを言ふてはならぬこの義。

●第百九十四段

人生を達觀したる人の人物を

○第百九十四段 達人の人を見る眼は 達人の、人を見る眼は、少しもあやまる所あるべ

察る眼は、露ほごも相違なし
例へてみれば、或人虚言を構
へ人を欺かん謀るに、正直
に眞實と思ひ、言ひ通りにな
る人あり。度過ぎて深く信用
し其上うるさく虚言は虚言を
作り添へていふ人あり。又何
さと思はず注意せざる人あり
或は不確に思ひ、信不信の間
に考へ居る人もあり。又、眞
實さと思はざるも、人の言な
れば然もあるかき聞き流す人
もあり。或は虚言といふ事を
推察し、知れる風してうなづ

き、微笑し居れど些かも知ら
ぬ人もあり。又、虚言の事
を推しだし、あ然りと思ふ
も、まだ誤りおるも計られず
き、別に不思議にあらずと手
たたき笑ふ人もあり。又、知
りながら知らぬ人と同様過ぐ
る人もあり。又、虚言者と同
じ心になりて加勢する人あり
愚者の中の戯れでさへ、其虚
言の本を知れる人の面前にて
は、人に於ける千差萬別の性
質は明かに知らるべし。況ん

からず。たどへば、ある人の、世にそらごとを構
へ出して、人をはかることあらんに、すなほに實
と思ひて、いふままにはからるる人あり。あまり
に深く信を起して、なほ、煩しく、虚言を心得そ
ふる人あり。又、何としも思はで、心をつけぬ人
あり。又、いささかおぼつかなく覺えて、たのむ
にもあらず、頼まずもあらで、案じ居たる人あり
又、實しくはおぼえねども、人のいふことなれば
さもあらんとて、止みぬる人もあり。又、さまざま
まに推し心得たるよしして、賢げに打ちうなづき
ほほゑみて居たれど、つやく知らぬ人もあり。

又、推し出して、あはれ、さるめりと思ひながら
なほ誤もこそあれど、あやしむ人あり。又、こと
なるやうもなかりけりと、手を打ちて笑ふ人あり
又、心得たれども、知れりともいはず、覺束なか
らぬは、とかくの事なく、しらぬ人と同じやうに
て過ぐる人あり。又、その虚言の本意を、はじめ
より心得て、少しも欺かず、かまへ出したる人と
同じ心になりて、力を合する人あり。愚者の中の
戯だに、知りたる人の前にては、このさまぐ
の得たる所、詞にても、顔にても、かくれなく知
られぬべし。まして、明かならん人の、惑へる我

や達人が迷ひ居る吾人等を知
るは、いざ見易し。併し、此
筆法にて、佛法の方便迄をも
準し、みな虚言と言ふべき
ものに非ず。

●第百九十五段

或人、久我暇を通行したるに
常服に大口袴着たる人、木造
の地藏尊を田の水につけて、丁
寧に洗ひ居れり。不審がりし
に、狩衣きし男二三人來り、

「此處に居給へり」と云ひ、
此人をつれ歸りぬ。久我大臣
殿なりき。狂氣なされぬ平日
は、殊勝なる貴き方であらせ
られたり。

●第百九十六段
東大寺の神輿、京の東寺より

等を見んこと、掌の上の物を見んが如し。ただ
し、かやうの推量にて、佛法までを、なすらへい
ふべきにあらず。

註解 達人は、人生を達觀してさざりを開きたる人。明達の人

●はかるは、欺く。たばかる。●つやくは、さらく。い
ささか。一向に。●なすらへは、たぐふこと。准ずること。

○第百九十五段 ある人、久我繩手を

通りけるに

ある人、久我繩手を通りけるに、小袖に大口着た
る人、木作の地藏を、田の中の水におしひたして
ねんごろに洗ひけり。心得がたく見るほどに、狩

衣の男、二三人出で来て、「こゝにおはしましけ
り」とて、この人を具して去にけり。久我内大臣
殿にてぞおはしけり。尋常におはしましける時は
神妙にやんごとなき人にておはしけり。

註解 久我繩手は、山城國鳥羽の西、桂川のほとりに在り。

小袖は、袷の大袖なるに對して、常の衣の稱、袖の小きき衣
●大口は、大口袴の略言、古昔、行はれし下袴の一種、東
帶のさき、上袴の下にはきしもの、裾の口廣くして大きやか
なり。●久我内大臣は、從一位源道基公。●尋常云は、狂
氣なされぬ平生の正氣の時分はこの義。

○第百九十六段 東大寺の神輿
東大寺の神輿、東寺の若宮より、歸座の時、源氏

歸座の頃、源氏の公卿達が参詣せられしが、前の久我殿大將にて隨身に先拂させて居られし所土御門太政大臣は、「社の前にて先拂いかかにか」さ咎められしに、「隨身のする事は武家が知る也」さ只一言答へられたり、後にての御話には、「この太政大臣は北山抄をのみ見て、西宮の説を御承知なしと見ゆ。眷屬の悪鬼悪神を恐るるゆゑに神社にては格別に、先拂をする道理あり」と仰せありたり

の公卿参られけるに、この殿、大將にて、さきを追はれける、土御門相國、「社頭にて警蹕いか侍るべからん」と、申されければ、「隨身のふるまひは、兵仗の家が知ること候ふ」とばかり答へ給ひけり。さて、後に仰せられけるは、「この相國、北山抄を見て、西宮の説をこそ、知られざりけれ。眷屬の悪鬼、悪神を恐るる故に、神社にてことに、さきを追ふべきことわりあり」とぞ仰せられける。

註解 東大寺の神輿は、東大寺は南都七太寺の一にして華嚴宗の大本山、大佛は名高し。神輿は、手向山八幡宮の神輿。こ

●第百九十七段 諸寺院に僧の定数あるばかり

○第百九十七段 諸寺の僧のみにあらず、諸寺の僧のみにあらず、定額の女孺といふこと

の神は、東大寺の鎮守なり。●東寺の若宮は、京都南端の東寺に鎮する若宮八幡宮なり、弘法大師、宇佐より勸請せられし神。●この殿は、久我内大臣を指して云ひし語。●さきを追はれけるをば、先拂をさせて居られしをこの義。●土御門相國は、従一位太政大臣定實。●警蹕は、さきを追ふことさきばらひ。みちおさへ。●兵仗の家は、武家の義なり。●北山抄は、大納言公任卿の作。此書には、大嘗言、御禊のさき警蹕なきことを記せるも、西宮左大臣高明がものせる西宮記には、變化の物も先拂の聲を恐るる事を記せるを云ふことわりは、りくつ。道理。

でなく、定額の女孺の事、延喜式に見え居れり。すべて、數のきまりし、公儀の人の通り名なるべし。

● 第九十八段

名義ばかりの國の介に限らず、外に名義ばかりの揚名目と云ふものあり。その事は政治要録に云ふ書に出て居れり。

延喜式に見えたり。すべて、數定りたる公人の通號にこそ。

註解 定額の女孺は、内侍・藏司・書司等の女官の下に女孺あり。内侍の下に女孺一人、藏司に十人、書司に十人定まれるを云ふ。女孺は、掃除、點燈等の事を司掌するもの。● 延喜式は、延長年中、右大臣藤原忠平等敕を奉じての撰、五十卷あり。

○ 第九十八段 揚名介に限らず

揚名介に限らず、揚名目といふものあり。政事要録にあり。

註解 揚名介は、名義のみ國の介になりたるを云ふ。實際に其

● 第九十九段

比叡山の横川の行宣法師が言はれしは、「支那は呂の調子の國なり、律の音なし、日本は單律の國にして呂の調子なし」の事なり。

地を支配せぬもの。當時の制に國に守・介・掾・目の四階級ありたり。● 政事要録は、百三十卷、惟宗允亮の撰。

○ 第九十九段 横川の行宣法師が

横川の行宣法師が申し侍りしは、「唐土は呂の國なり、律の音なし。和國は單律の國にて、呂の音なし」と、申しき。

註解 横川は、比叡山三塔の一。● 呂は、陰の音調を云ひ、律は、陽の音調を云ふ。陰に屬するもの六、陽に屬するもの六あり。所謂六呂六律なり。

○ 第二百段 吳竹の葉細く

吳竹は葉細く、漢竹は葉廣し。御溝に近きは漢竹

● 第二百段

吳竹は葉がほそく、漢竹は廣

し。皇宮の御堀に近きものは漢竹にして、仁壽殿の方に寄りて植ふるは吳竹なり。

仁壽殿の方に寄りて植ふるは吳竹なり。

註解 吳竹は、竹の一種、葉細く節多し。漢竹は、かんちく竹の一種、女竹に似て、節高く幹細く、葉は廣し。御溝は皇城のおほり。仁壽殿は、賀の御祝など行はせらるる宮中の御殿、南殿即ち紫宸殿の北に在り。

●第二百一段

退凡下乗さしるせる塔は山下にあるものが下乗にして、山内にあるものが退凡なり。

○第二百一段 退凡下乗の卒都婆
退凡下乗の卒都婆、外なるは下乗、内なるは退凡なり。

註解 退凡下乗は、釋迦牟尼御世五十年に垂んさする頃多く靈鷲山に居りて説法す、摩訶陀國王頻婆沙羅これを聞かんが爲め、道を開きて山峯に至るこご五里、中間に二つの卒都婆を建つ、一は下乗、王此所より徒行す、一は退凡、一切の凡人をしてこれより内に入らしめずと云へり。之を退凡下乗とはいふなり。事は西域記に見ゆ。

●第二百二段

十月の異様を神無月と云ひ、神事を遠慮する事は其わけを記したるものなし。また本説も見えず。併し、此月は諸神社の祭典なきが故に、この名ある次第にや。十月は諸神が伊勢の大神宮へ會したまふと云ふ説あるも、是れ亦本説なし。若しも其事ありとすれば、伊勢に於ては格別に祭典の月とする筈なるに、其例も

○第二百二段 十月を神無月といひて

十月を神無月といひて、神事にはばかるべき由は記したるものなし。本文も見えず。ただし、當月諸社の祭典なきが故に、この名あるか。この月、萬の神たち、太神宮へ集り給ふなどいふ説あれども、その本説なし。さる事ならば、伊勢には、ことに祭月とすべきに、その例もなし。十月、諸社の行幸、その例も多し。ただし、多くは不吉の例なり

註解 十月云々の例は、花山院の松尾神社へ御参詣は寛和元年

なして十月に諸神社へ天皇の御幸遊ばされし例も多し併し、これは多くは、不吉の例なりき。

●第二百三段

勅勅受けたる人の所に、鞆かくるしかた、方今は一人もあらず。陛下の御病氣或は流行病などにて世間さうくしき時は、五條の天神に鞆をかけられたり。鞍馬の朝明神もゆきを掛けられたる神社なり。看督長の負ひし鞆を、其勅勅

年十月十四日。一條院の北野天満宮へは寛弘元年十月二十一日。後三條院日吉神社へは延久三年十月二十九日なりし實例を云ふ。●不吉の例は、花山院は御在位僅かに二年、後三條天皇は行幸の翌年に崩御になりしを云ふ。

○第二百三段 勅勅の所に鞆かくる作法

勅勅の所に鞆かくる作法、今は絶えて知れる人なし。主上の御惱、大かた、世の中の騒がしき時は五條の天神に、鞆をかけらる。鞍馬に鞆の明神といふも、鞆かけられたりける神なり。看督長の負ひたる鞆を、その家につけられぬれば、人、出で入らず。この事絶えて後、今の世には、封をつく

受けたる人の家にかくれば、人ではりせず。この鞆かくる事絶絶して後、方今は封を施す事にかはりたり。

●第二百四段

犯人を笞刑に處するときは、拷器に身をよせかけて、結びつくるなり。その拷器の形や寄せて結びつくる仕方、方今は云々々知れる人なしと云ふ。

ることになりけり。

註解 勅勅は、勅命によりての勅當。●鞆は、矢を盛る器。鞆の類。●世の中の騒がしき時は、流行病などの時分は。●看督長は、古昔、檢非遣使の下に屬し、追捕の事を司りしもの。

○第二百四段 犯人を笞にて打つ時は

犯人を、笞にて打つ時は、拷器によせて結びつくるなり。拷器のやうも、よする作法も、今は、わかきまへ知れる人なしとぞ。

註解 笞にて打つ時は、むちうつ刑罰を行ふ時にはこの義。笞罪は五刑の一にて最も軽く、背部又は臀部を打ちたくもの。拷器のやうもは、笞罪に處する罪人をしぼりつくる道具のもの。

●第二百五段

比叡山の延暦寺に、慈惠大師の起請文といふことは、大師が書きはじめられたるものなり。起請文の事は、明法家にはその評議なし。古代の政治には起請文につき行はるることなきを、近世に至りて此事ひろまれり。又法令即ち「はつさ」として水や火は穢れさせざれど、水火を入るる器物には、穢れあるべし。

○第二百五段 比叡山に

比叡山に、大師勸請の起請文といふことは、慈惠僧正、書きはじめ給ひけるなり。起請文といふこと、法曹にはその沙汰なし。古の聖代、すべて、起請文につきて、行はるる政なきを、近代、この事、流布したるなり。又、法令には、水火にけがれを立てず、入物には、けがれあるべし。

註解 大師は、慈惠僧正を云ふ。大師は、朝廷より高德の僧に賜る號、多く死後に贈らる。勸請の起請文は、神佛を勸請して誓ひし文。慈惠僧正は、釋良源の事、天台座主に補

せられしは康治三年八月にして、天元元年に大僧正となる。法曹は、明法家の即ち、律令、格式に關かなる人。今の法律家

●第二百六段

德大寺右大臣殿、檢非違使廳の長官の時、中門の所にて使廳の評議せられ居られし頃廳の役人章兼の牛が放れて廳内へ入り、長官の座席たる床の上にあがり、にれがみて臥したり。これ重人なる不思議なる事とし、其牛を易者の所へやり吉凶を相てもらひ然

○第二百六段 德大寺右大臣殿

德大寺右大臣殿、檢非違使の別當の時、中門にて使廳の評定行はれけるほどに、官人章兼が牛、はなれて、廳の中へ入りて、大理の座のはまゆかの上へのぼりて、にれうちかみて臥したりけり。重き怪異なりとて、牛を陰陽師のもとへつかはすべき由、おのく申しけるを、父の相國、聞き給ひて、「牛に分別なし。あしあれば、いづくへか

るべき旨、人に言ひしに右大臣の父たる太政大臣實基公は此事を聞き、「牛には考へなし、足を有すれば何處へも上るべし。若き下級の役人、たま〜つれ來し子牛取りて、陰陽師へ引渡すわけなし」と云ひ、其牛をば章兼へもどし牛の寝てけがしたる濱床の疊をさりかへられたり。其後、少しの凶事もなかりしぞ。不思議なる事を見て、之を不思議させざる時は、その事却てやぶれ、何事もなくしてす

むと云へり。

●第二百七段

龜山上皇の御殿建築されんごし、その地形せらるる時、大さやかなる蛇あまた寄かたまれる墓ありたり。此墓の主さいひ次第を天皇に奏問せしが如何なるものぞと、御下問になりたるに、「年久しく此地を住家せしものならば、みだりに掘去る事は致されぬ」

のぼらざらん。庭弱の官人、たまたま出仕の微牛を、取らるべきやうなし」とて、牛をば主にかへして、臥したりける疊をば、かへられにけり。あへて、凶事なかりけるとなん。あやしみを見て怪まざる時は、あやしみ却りて壊るといへり。

四〇四

註解 德大寺右大臣は、實基の子、公孝なり。●大理由は、檢非違使別當の唐名。●はまゆか(濱床)は、上古使用せられし貴人の座床。三尺四方にして高さ一尺ばかりの臺を四つ列べ、四隅に柱を立てて帳を垂れしもの。●にれうちかむは、うちは、かむを強めて云ひし語、牛羊などが一度のみこみしものを、再び吐き出しかむを云ふ。●父の相國は、公孝の父たる太政大臣實基公。●庭弱の官人は、若き下級の役人。

●微牛は、こうし(子牛)の義。●あしやみを見て云云は、黃帝雜忌呪の「怪を見て怪まざれば、其怪自ら壊る」その句に基づく。

○第二百七段 龜山殿建てられんとて

龜山殿建てられんとて、地をひかれけるに、大さなる蛇、數も知らず、凝り集りたる塚ありけり。この所の神なりといひて、事の由を申しければ、いかいあるべきと、勅問ありけるに、「ふるくより、この地をしめたるものならば、さうなく掘り棄てられがたし」と、みな人申されけるに、このおとご一人、「王土に居らん蟲、皇居を建てられ

四〇五

と言ひたるに、この太政大臣
實基公只一人、一陛下の御領
土に居る蟲、御殿御建築に對
し如何なるあたをかすべき、
鬼神にはよこしまなければ皆
めなし、只残らず掘棄つべし
と申されし故墓をこぼし、蛇
を大井川へ流したり。其後す
こしもたたりなかりき。

●第二百八段

經文などの紐を結ぶに、上下
より繩にかけ、二筋の中より

んに、何のたたりをかなすべき、鬼神は邪なし、
どがむべからず。ただ、皆掘り棄つべし』と、申
されたりければ、塚をくづして、蛇をば、大井川
に流しけり。更に、たたりなかりけり。

註解 龜山殿は、龜山院の宮殿。今の天龍寺は其舊跡なり。●
しめたるは、占領又は領有する義。●このおまご(此大
臣)は、太政大臣實基公を云ふ。●王土は、天子の統治し給
ふ領域。

○第二百八段 經文などの紐を結ぶに

經文などの紐を結ぶに、上下より、たすきにちが
へて、二筋の中より、わなのかしらを、横さまに

わなのさきを横さまにひきだ
す儀は普通の事なり。さうせ
しなば、弘舜僧正ほごきて結
び直されたり。此の結び方は
近ごろの事なり、極めて見に
くし。高尚優美なるは、只く
る／＼と巻きて、上より下へ
わなの先をばさむべし』と云
はれたり。年よりし人にて、
斯様なる物事に精しき人なり
き。

●第二百九段

引き出すことは、常のことなり。さやうにしたる
をば、華嚴院の弘舜僧正、解きてなほさせけり
『これは、この頃のやうの事なり。いと見にくし
うるはしくは、ただくる／＼と巻きて、上より下
へわなのさきをさしはさむべし』と、申されけり
ふるき人にて、かやうのこと、知れる人になん侍
りける。

註解 弘舜僧正は、「宇多源氏なり、道徳兼才の人なり、華嚴
院僧正と號す」を、和論語に見ゆ。●うるはしくは、高尚優
美の義。

○第二百九段 人の田を論ずるもの

田地の所有権を争ふもの訴訟にまげ、口惜しさに堪へず、「其田の稻を刈り取れ」と命じ、刈人をやりたるに、其人先づ行く道への稻を刈りつつ行くを、「此田は訴訟以外の田地なるに、何故斯くさるるぞ」と言ひしに、「其處まで刈る理なれど、それを悪き事しに出掛くるものなれば何處にても刈り次第」さぞ、刈手の人々答へたり。その言ひまへ、一理窟ありて面白かりき。

人の、田を論ずるもの、訴にまけて、妬さに、「その田を刈りて取れ」とて、人をつかはしけるにまづ、道すがらの田をさへ刈りもてゆくを、「これば、論じ給ふどころにあらず。いかに、かくは」と、いひければ、刈るものども、「その所とても刈る理なれども、僻事せんとて、まかるものなれば、いづくをか刈らざらん」とぞいひける。理いとをかしかりけり。

註 田を論ずる人は、田地の所有権を争ふ者。●その所は、訴訟にまけたる田地。即ち刈りに行く所。●僻事は、わるき事。道理に當らぬ事。

●第二百十段

喚子鳥は、春季のものさのみにて、如何なる鳥と確實なる記なし。或眞言書中に喚子鳥鳴く時に、招魂の法を執行ふ事を記しあり。併し、これは鶴の事なり。萬葉集の長歌に見ゆる、「霞立つ長き春日のくれにける、わづきも知らず村ぎもの心をいたみ、ねえこ鳥」など續けらる。このねえこ鳥も喚子鳥に似通ひて聞かる。

○二百十段 喚子鳥は春のものなり

喚子鳥は、春のものなり、とばかりいひて、如何なる鳥ども、さだかに記せるものなし。ある眞言書の中に、喚子鳥鳴く時、招魂の法をば行ふ次第あり。これは鶴なり。萬葉集の長歌に、「霞立つ長き春日の」など、續けたり。鶴鳥も、喚子鳥のことさまにかよひて聞ゆ。

註 喚子鳥は、木類中「ほささぎす」科に屬する鳥、深山に栖む。布穀鳥。●鶴は、このはづくらの一種、さらつぐみ鶴の字をも用ふ。又、頼政が紫宸殿上にて射落したりと云ふ怪鳥。此處にては、因より前者なり。●萬葉集は、我國最古

四一〇
の歌集、始め橋詰兄撰し大伴家持増補完成す、全二
十卷。

●第二百十一段

何事も當にすべからず、愚者は深く物を當にする故、その甲斐なき時、恨みもし怒りもする。權勢も當にすべからず、強きものは先づ滅亡す。財貨多きとて當にすべからず、暫時のうちに失ひやすし。才智あればとて當にすべからず、孔子の如き大聖人も不遇なりき。徳ありても當にすべからず、顔回は不幸短命なりき。

○第二百十一段 よろづの事は

よろづの事は、頼むべからず、愚なる人は、深くものをたのむ故に、恨み怒ることあり。勢ありとて頼むべからず、こはき物まづ滅ぶ、財多しとて頼むべからず、時の間に失ひ易し。才ありとて頼むべからず、孔子も時に遇はず。徳ありとて頼むべからず、顔回も不幸なりき。君の寵を頼むべからず、誅を受くること速なり。奴したがへたりとて頼むべからず、背き走ることあり。人の志を

頼むべからず、必ず變ず。約を頼むべからず、信あること少し。身をも人をも頼まざれば、是なる時は喜び、非なる時は恨みず。左右廣ければ、さはらず。前後遠ければ、ふさがらず。せばき時はひしげくたく。心を用ゐること少しきにして、きびしき時は、物に逆ひ争ひてやぶる。寛くして柔なる時は、一毛も損せず。

註解 勢は、勢力、權勢なり。こはき物は、強きもの又は固き物。淮南子に、「兵強ければ則ち滅び、木強ければ則ち折る云云」とあり。●失ひ易しは、富貴の久しからざるを云ふ。成實論に「富貴不ク久爲貴賤」と見ゆ。●孔子も時に遇はず

君寵をも當にすべからず、誅罰を蒙ること早し。奴僕に供さすればとて、當にすべからず、主の急をも見すて逃ぐる事あり。人の心も當にすべからず、かはり易し。約束も當にすべからず、實行する人まれなり。自分の身も他人をも當にせざる時は、よき時は喜び、悪しき時にも恨みあるまじきなし。身の左右廣き時は物に邪覽されず、前後にへだたりあれば、つまらず。狭き時はひしやけて碎け、用心

たらず熱考を缺く時は物事に
反對し争ひ生じて事破る。心
寛大にして温和なれば、一本
の毛も損する事なし。人は萬
物の靈なり、天地は廣大にし
て窮極する所なし。人の性も
亦これさうして違ふべき、
同じことなり。心をもつこと
寛大にして窮極なき時は、喜
びも怒りもさはらずに、物の
ために心をなやまされず。

四二二
は、孔子は諸國に歴遊して終に用ゐられざりき。●顔回は、
孔子の高弟、亞聖さまでいはれしも、短命にして死せり。事
は論語にも出づ。●君の寵云云は、衛の彌子瑕の寵を受くる
や、食餘の桃を君に獻じて尙愛せられ、その寵衰ふるや、同
じ故を以て殺されぬ。此類和漢に例多し。●奴云云は、「重
衡卿の馬たふれけるに、めのご馬を參らせずして逃げ、中將
遂に捕はる」と、平家物語にも見ゆ。●少しきにして云云は、
よく考へぬを云ふ。熱慮せざる時は。●寛くして柔は、寛大
にして温和なること。●一毛は、一本のけすぢ、極めてわづ
かの義。

人は、天地の靈なり。天地は、かぎるところなし
人の性、何ぞ異ならん。寛大にして窮らざる時は
喜怒、これに障らずして、物のためにわづらはさ
ず。

註解 人は天地の靈なりの出處。書經に、「惟れ天地は萬物
の父母なり。惟れ人は萬物の靈なり」とあり。天地の靈は、
萬物の靈の義。靈は、知識の最もすぐれたる義。

○第二百十二段 秋の月は

秋の月は、かぎりなくめでたきものなり。いつと
ても、月はかくこそあれとて、思ひわかざらん人
は、むげに心憂かるべきことなり。

註解 思ひわかざらん人は、四季の月かけを思ひわけぬ人はさ
の義。

●第二百十二段
秋の頃の月光は、極めて愛す
べきものなり。月は常に新の
如しと云ひ、春や夏や冬の月
光の區別たてて見ぬ人は、
極めて趣味淺き人士なり。

●第二百十三段

陛下の御前の火爐へ火入るる時は、火箸にてはさまず、土器よりすぐに移すべし。故に落ちぬやうに氣をつけ、炭を積まざるべからず。石清水八幡宮への行幸に御供の人、白装束して手にて炭をつがれしが、或故實家は、「白装束したる時は、火箸を使用して差支なし」と言はれたり。

○第二百十三段 御前の火爐に火を

おく時は 御前の火爐に火をおく時は、火箸して扱むことなし。土器より、直に移すべし。されば、ころび落ちぬやうに心得て、炭をつむべきなり。八幡の御幸に、供奉の人、淨衣を着て、手にて炭をさされければ、ある有職の人、「白きものを著たる日は火箸を用ゐる、苦しからず」と、申されけり。

註解 御前は、天子の御前。●淨衣は、白き狩衣。●八幡の御幸は、石清水八幡宮へのみゆき。

●第二百十四段

想夫戀といふ樂は、女の男を戀ふゆゑの名にあらず、元は相府蓮にして、字音の通するなり。晋の代の王儉が大臣の頃、其宅地に蓮を植ゑて愛せし時の樂なり。これより大臣を蓮府と云ふ。廻骨も廻鶻も同一にして、夷の強國なり。其夷、漢國に歸服し、自國の樂を奏せしなり。

○第二百十四段 想夫戀といふ樂は

想夫戀といふ樂は、女、男を戀ふる故の名にはあらず。もとは相府蓮、文字の通へるなり。晋の王儉、大臣として、家に蓮を植ゑて愛せし時の樂なり。これより、大臣を蓮府といふ。廻骨も、廻鶻なり。廻鶻國とて、夷のこはき國なり。その夷、漢に服して後に來りて、おのが國の樂を奏せしなり。

註解 想夫戀は、想夫憐にも作る。雅樂の曲名。相府蓮とするが正しき事は、本文に見ゆ。●相府は、大臣の唐名。

●第二百十五段

平宣時朝臣、老後のむかし語

○第二百十五段 平の宣時朝臣

平の宣時朝臣、老の後、昔語に、「最明寺入道あ

に、「最明寺時頼のある日の
宵の程に、招かれし時に、す
ぐに参上すべく御返事致し乍
ら、直垂なきまま彼是れおく
る内、再び使者來り、「直
垂あらざるか。夜間なれば何
でも着けて早く」とありし故
ぐたくしたる直垂着て、私
宅 同様の身なりにて参上せ
しに、時頼は、銚子に土器添
へてもち來り、「此酒を一人
にて酌まんが淋しかりしゆゑ
お呼びしたり着はなきも、人
は寢静まりたるべし。何か看

にしてよきものあらば、精し
く探し給へ」と云ふ事故、手
燭さもしてさかす内、臺所
の棚の小皿に味噌の少しつけ
るを見付け、「これを探し出
だしぬ」と云ひしに、「それ
にて十分さ」といはれて、心地
よく數杯飲みて面白がられた
り。當時は斯くも儉約なりき
と申されたり。

る宵の間に、よばるることありしに、「やがて」
と申しながら、直垂のなくて、とかくせし程に、
また使者來りて、「直垂などのさぶらはぬにや。
夜なれば異様なりとも、疾く」とありしかば、な
えたる直垂、うちくのままにて、罷りたりしに
銚子に土器とりそへて、もて出でて、「この酒を
一人たうべんが、さうくしければ、申しつるな
り。看こそなけれ、人は静りぬらん、さりぬべき
ものやあると、何處までも求め給へ」とありしか
ば、紙燭して、くまぐを求めし程に、臺所の棚
に、小土器に味噌の、少しつきたるを見出でて「

これぞ求め得て候ふ」と、申ししかば、「こと足
りなん」とて、心よく數献に及びて、興に入られ
侍りき。その世に、かくこそ侍りしか」と、申さ
れき。

註解 平の宣時朝臣は、北條時政四代の孫、大佛陸奥守と稱
す。●最明寺入道は、北條時頼入道しての名。●やがては、
すぐに。●なえたるは、くしやくしたる。●直垂は、古昔
は庶人の常服。後世には、禮服となりたり。●うちくのは
ままは、自宅に居る服のままの義。●たうべんは、たべん
がの音便。酒飲むがその義。●さうくしは、淋しき義。●
紙燭は、古昔、禁中の座敷などに用ゐしこもしび。焼松の材
の端をこがし、油を塗りて點火するもの、其本を青紙にて巻

きたり。又、こよりに油を塗りて點火するものにも云ふ。

○第二百十六段 最明寺入道

最明寺入道、鶴岡の社參のついでい、足利左馬入道のもとへ、まづ、使をつかはして、立ち入られたりけるに、あるじまうけせられたりけるやう、一献にうちあはび、二献に鰻、三献にかいもちひにてやみぬ。その座には亭主夫婦、隆辨僧正、あるじがたの人にて座せられけり。さて、『年ごとに賜はる足利の染物、心もとなく候』と、申されければ、『用意しさふらふ』とて、いろ／＼の染物三十、前にて女房ごもに、小袖に調せさせて後

●第二百十六段

最明寺入道、鶴岡八幡宮へ參詣の席に、足利左馬入道の許へ、さきに使者やり、御寄のまゝころ、其饗應に、最初に熨斗籠、二番目に鰻、三番目に牡丹餅だされてすみたり。其席には主人夫婦と、隆辨僧正が主人側の席に着かれたり。時頼は、さて、『毎年頂戴する足利の染物は、御用意にや不安心なり』と言はれしが、

につかはされけり。その時、見たる人の、近くまで侍りしが語り侍りしなり。

註解

鶴岡は、鶴岡八幡宮、國幣中社、鎌倉町大字雪ノ下に鎮座す。●足利左馬入道は、足利左馬頭源義氏なり、母は北條時政の女。●あるじまうけは、ちそう。饗應。●うちあはびは、熨斗籠なり。●かいもちひは、飯にて造りたるぼた餅。又、そばがきをも云ふ。●心もとなくは、不安心。

第二百十七段 ある大福長者のいはく

ある大福長者のいはく、『人は、よろづをさしおきて、ひたぶるに、徳をつくべきなり。貧しくては生けるかひなし、富めるのみを人とする。徳につ

「用意致し居れり」を左馬入道は答へられ、色々の染物三十反持ちいで、その面前にて綿入に仕立つべく命じ、時頼が歸へられし後日に贈りやられたり。此事は、其場を見し人の近頃まで生存しせる者の話せられたり。

●第二百十七段

或大福の富豪の云ふには、『人は萬事をそちのけにし、一途に利益を取りて財を貯ふべきなり。貧乏にては、此世

に生存する甲斐もなし。富者ばかりが人間なり。財を財へんさならば、何よりもさきに其心の用ひ方を修行せざるべからず。其心は他事にもあらず、人は死せずと思ひて貯蓄すべく、苟且にも此世を敢果ものさすべからず。是ぞ第一の用心なり。次に萬事を適ふべからず、人の此世に在るや自他の用事限りなし。欲する儘に其物事を遂げて満足せんと思はば、百萬圓の金錢あるも、暫くも金のたまる時ぞなき

き、人の慾望は止む時なきも財は盡くる時來る。有限の財を以て無限の慾望に従ふこと得べからず。その慾望心に起らば、自身を滅亡させる惡念來れり。堅固に警戒し、小事にも錢を費すべからず。次に金錢を奴隸視して使ふものと思はば、永久に貧窮を脱すること能はず。金錢は君の如く、神の如くに尊敬し、自分の用あるままに費消すべからず。次に恥を受くべき場合といへども、怒り且つ恨むこと

かんと思はば、すべからくまづ、その心づかひを修行すべし。その心といふは、他のことにあらず人間常住の思に住して、かりにも、無常を觀することなかれ。これ、第一の用心なり。つぎに、萬事の用をかなふべからず。人の世にある、自他につけて、所願無量なり。慾に従ひて、志を遂げんと思はば、百萬の錢ありといふども、しばらくも住すべからず。所願はやむ時なし、財は盡くる期あり。限ある財をもちて、かぎりなき願にしたがふこと、得べからず。所謂、心にきざすことあらば、われを滅すべき惡念來れり、と堅く慎み

おそれて、小用をもなすべからず。次に、錢を奴の如くして、つかひ用ゐるものと知らば、長く、貧苦を免るべからず。君の如く、神の如く、おそれ尊みて、從へ用ゐることなかれ。次に、恥に臨むといふども、怒り恨むことなかれ。次に、正直にして、約を固くすべし。この義を守りて、利を求めん人は、富の來ること、火の乾けるにつき、水の下れるに隨ふが如くなるべし。錢積りて盡きざる時は、宴飲聲色を事とせず、居所をかざらず所願を成せざれども、心、どこしへに安く樂し』と、申しき。

ありてはならず。次に正直にして約束を固く守るべし。前に言ひし事どもの義を守りて利徳を得やうとする人は、富のつき来る事は、火の乾燥したる物につき、水の低きに随ふやうに、何の造作もなし。金錢たまりて盡きぬ時は、酒宴や音楽や女色に心を寄せず住居を華美にせず、慾望をして満足させれども、心は永久に安樂なり」と言はれたり。それ／＼人は、其慾望を満足させん爲に財を求む。金錢を

註解 大福長者は、おほかれもち。徳をつくは、利益を取り財を貯蓄せよとの意。心づかひ云云は、心の用ゐる方を修めればならぬとの義。人間常住云云は、人生を無常と観ぜず、常住即ち生滅なく變遷なく常に存在するものと覺悟してこの意。自他につけ云云は、自分と他人の事につき、人間の慾望は限りなしとの義。しばらくも云云は、暫時も金は留まらぬとの意。錢を奴の云云は、金錢をそまつにするを云ふ。君の如く云云は、金錢を大切にする喻なり。火の云云は、富の出来ることの容易なる譬喻なり。宴飲はさかもり。聲色は、音楽と女色と。そも／＼人は、所願を成せんが爲に、財を求む。錢を財とする事は、願をかなふるが故なり。所願

財とするは慾望を満足する物なるが故なり。慾望あるも満足せず、金錢ありて使用せぬのは、全然の貧者に等し。何事をか樂みさせん、此大福の富豪が、言ひし規定は只人間の慾望をして、貧乏も苦にすべからずとの意味に聞ゆ。慾望を樂みとするよりも、財なきがましなり、癩疽に罹る者は、水にて洗ひて樂しむとするよりも、此病氣にかからぬがましなり。斯く考へくれば、貧も富も區別なし

あれどもかなへず、錢あれども用ゐざらんは、全く、貧者と同じ。何をか樂とせん。この掟は、ただ、人間の望を絶ちて、貧を憂ふべからずと聞えたり。慾をなして樂とせんよりは、しかし、財なからんには、癩疽を病む者は、水に洗ひて樂とせんよりは、病まざらんに如かじ。こゝに至りては貧富分く所なし。究竟は理即到し、大欲は無欲に似たり。

註解 癩疽は、共に危険性の腫物の名。究竟は理即到しは、共に其うはべは同じとの義。天台にて、成佛に至るに六種の階級あり、理即、各字即、觀行即、相似即、分眞即。

究竟は理即到同じく、大欲は無欲に似たり。

●第二百十八段

狐は、人にかみつくもの也。堀川殿にて、舍人は睡眠中に狐に足をかまれたり。又、仁和寺にて、夜中本寺の前にて下賤の法師に狐三疋さびつきてかみたり。刀ぬき拒ぐ中に狐二疋をつき、其一疋を殺し二つは逃げ去りたり。法師は幾個所をかまれしも、格別の事もなくして済みたり。

四二四
究竟即等なり。理即到の無智無能と究竟即の有さも無さも善きも悪きも思はぬに似たりとなり。

○第二百十八段 狐は人にくひつくものなり

狐は、人にくひつくものなり。堀川殿にて、舍人が、ねたる足を狐にくはる。仁和寺にて、夜、本寺の前を通る下法師に、狐三つ飛びかかりて、くひつきければ、刀を抜きて、これを拒ぐ間、狐二疋を突く、一つは突き殺しぬ。二つは逃げぬ。法師は、あまた所くはれながら、こと故なかりけり

注 堀川殿は、久我太政大臣基具公。舍人は、此處にて

●第二百十九段

四條黄門の仰せには「龍秋は音楽の道にかけては尊ぶべき天才なり。先日來りて云ふに」「無遠慮の言にて極不興ながら、横笛の五個の孔は、少し不審なる所あるかき、秘かに思ふ。其故は、千の穴は平調五の穴は下無調なり。其中間には勝絶調を隔てたり。上の

○第二百十九段 四條黄門

四條黄門、命せられていはく、「龍秋は、道にとりてはやんごとなきものなり。先日、來りていはく、「短慮のいたり、きはめて荒涼のことなれども、横笛の五の穴は、聊いぶかしき所の侍るかどひそかに、これを存す。その故は、千の穴は平調五の穴は下無調なり。その間に、勝絶調を隔てたり。上の穴雙調、次に鳧鐘調をおきて、夕の穴黄

穴は双調にて次に覺鐘調をお
き、夕の穴は黄鐘調なり。又
その次に鸞鏡調をおき、中
の穴は盤涉調にして、中六の
間に神仙調あり。斯く穴毎
の調子の間々に何れも一調子
を隔てあるに、五の穴には無
し。そして間の配置等しきた
め其聲さえず。故に此穴を吹
く時は、是非のく。のけ難き
時は、外の樂器と調子合はず
能く吹く人は稀なり」となり
考へ最も妙。誠に面白し。先
達が所謂生を畏るべしとば此

鐘調なり。その次に、鸞鏡調をおきて、中の穴盤
涉調、中と六との間に神仙調あり。かやうに、間
々に、みな、一律をぬすめるに、五の穴のみ、上
の間に調子をもたずして、しかも、間をくばるこ
とひとしき故に、その聲不快なり。されば、この
穴を吹く時は、必ずのく。のけあへぬ時は、もの
にあはず。吹き得る人かたし」と、申しき。料簡
のいたり、まことに興あり。先達、後生を恐るる
といふこと、このことなり」と侍りき。

註解 四條黃門は、中納言の唐名。四條は、四條に居られし故
なり、笙の名手か。命ぜられれば仰せられに同じ。●龍秋は、

事なりと仰せられたり。
後日に、景茂が云ふには、
笙は調子を合はせて持つ故、
只吹くのみなり。笛は吹きつ
つ加減するもの故、何れの穴
も上じふんに自分の生れつき
加へて注意する事は
指ゆびのけて吹くものと一定さ
れず。悪き吹方をすれば、何
れの穴にても音さえず、名手
は何れの穴にても善く吹く、
音調のあはぬは、吹く人の罪
さて、樂器の悪しきには非ず

●短慮云云は、遠慮のない過言にて
極不興ながらこの義。●ひそかには、謙遜の語、心中にてさ
の意。●干の穴は、二つ目の穴。五の穴は、三つ目の穴。上
の穴は、四つ目の穴。夕の穴は、五つ目の穴。中の穴は、六
つ目の穴。中と六とのあはひには、六つ目の穴と七つ目の穴
との中間にこの義。●料簡は、かんがへ。●先達は、先輩。
先進。後生は、後輩。論語に「後生可畏」とあり。

他日に、景茂が申し侍りしは、「笙は、しらべお
ふせも持たれば、ただ、吹くばかりなり。笛は吹
きながら息のうちにて、且つ調べもてゆくものな
れば、穴ごとに、口傳の上に性骨を加へて、心を
入るること、五の穴のみに限らず。ひとへに、の

と、云はれたり。

くどばかりも定むべからず。あしく吹けば、いづれの穴も、心よからず。上手は、いづれをも吹きあはす。呂律のものにかなはざるは、人のとがなり、器の失にあらす」と、申しき。

註解 景茂は、大神氏、樂人にして八幡の山の井に住みたり。

●のくは、穴にあてし手をはなすを云ふ。●呂律は、音調。精しくは、陰の音調と陽の音調との稱。この陰陽の調、各六つあり。

○第二百二十段 何事も邊土は

何事も、邊土は卑しくかたくななれども、天王寺の舞樂のみ、都に恥ぢず」といへば、天王寺の俗

●第二百二十段

「萬事、片田舎は不風流にて物事に暗けれど、大阪の天王寺の舞樂のみは、京都にもゆ

づらす」と云ひしに、天王寺の樂人は、「此寺の樂は、聖德太子時代の樂譜をよく見て調子を合するが故に、其音のいみじく調ふことは他よりもまされり。其理由は昔の太子時代の樂譜のあるを手本とすれば也。世にいふ六時堂の前の鐘なり。其鳴る音は、黃鐘調の中央なり。時節の寒暑により、高低あるべきはず故、二月の涅槃會より聖靈會迄の中間を手本とす。これは秘訣なり。此一調子を以て、どの

人申し侍りしは、「當寺の樂は、よく圖を調べ合せて、ものの音の、めでたく調ほり侍ること、外よりもすぐれたり。ゆゑは、太子の御時の圖、今に侍るをはかせとす。いはゆる、六時堂の前の鐘なり。そのこゑ、黃鐘調のものなかなり。寒暑に従ひて、あがりさがり有るべき故に、二月の涅槃會より、聖靈會までの中間を指南とす、秘藏の事なり。この一調子をもちて、いづれの聲も、調へ侍るなり」と、申しき。

註解 邊土は云云は、片田舎は不風流で物事に暗けれどもの義。●天王寺は大阪の天王寺、正しくは四天王寺、聖德太子創

調子をも合するなり」云ひたり。すべて鐘の音は、黄鐘調なるべし。此調は無常の調子にて天竺なる祇園精舎の無常院の鐘の音なり。西園寺の鐘をば黄鐘調に鑄造せんとし、幾度さなく鑄直したるも出来ざりし故、遠國より鐘をさがし求められたり。法金剛院の鐘も亦黄鐘調なり。

四三〇
建。舞樂は、舞のある雅樂を云ふ。伶人は、樂人の圖を調へ合せては、聖德太子時代の樂譜をよく見て音調を正しとの意。はかせます。調子の高低の定規とするの義。節奏の字を「ふしほかせ」と訓む。六時堂は、天王寺内に在る堂舎。晨朝・日中・日没・初夜・中夜・後夜の六回に勤行する所。寒暑云々は、寒さ暑さにより鐘の音のかはるを云ふ。涅槃會は、陰曆二月十五日即ち、釋迦入滅の當日に行はるる法會。聖靈會は、陰曆二月二十二日即ち、聖德太子の忌日に行はるる法會。此日に舞樂あり。
およそ、鐘の聲は、黄鐘調なるべし。これ、無常の調子、祇園精舎の無常院の聲なり。西園寺の鐘、黄鐘調に鑄らるべしとて、あまたたび、鑄かへら

●第二百二十一 段
建治、弘安年間、賀茂祭の日
の時、放免の飾物は、へんな
紺の布四五反にて馬を造り、
尻尾や鬣は燈心にてつけ、
蜘蛛の巣かきたる水干の裝束

れけれども、かなはざりけるを、遠國よりたづね
出されけり。法金剛院の鐘の聲、また黄鐘調なり
註解 祇園精舎は、天竺の寺院の名、マカド國の須達長者が、
釋迦牟尼のために設けしもの。西園寺は、京都の洛西衣笠
山の東北、公經卿の家。法金剛院は、本名は天安寺、待賢
門院の建立、太秦の東に舊蹟存す。
○第二百二十一 段 建治弘安の頃
建治、弘安の頃、祭の日の放免のつけものに、異
様なる紺の布四五端にて、馬をつくりて、尾髪に
は、どうじみをして、蜘蛛のい書きたる水干につけ
て、歌の心なごいひて、渡りしこと、常に見及び

して、古歌の意味など歌ひ歩
きし事、よく見かけたのも面
白き心地せりと道志達か、今
でも話すなり。近來は、飾り
物、毎年／＼非常に華美に流
れ、様々の重き物をあまたつ
け、兩方の袖を人にもちても
らひ、自身は銚さへ手にせて
呼吸づかひさへ苦しき様子、
大に見にくし。

侍りしなども、興ありてしたる心地にてこそ侍り
しかど、老いたる道志どもの、今日も語り侍るな
り。この頃は、つけもの、年を送りて、過差こと
の外になりて、萬の重きものを、多くつけて、左
右の袖を、人に持たせて、みづからは、銚をだに
持たず、息づき苦むありさま、いと見ぐるし。

註解 建治、弘安は、共に後宇多天皇の年號。●放免は、檢非
違使廳の雜役の名。●さうじみは、燈心なり。●水干は、狩
衣の一種、地質は一定せざるも、色は多くは白なり。●歌の
心などいひては、「くものいに荒れたる駒はつなぐとも二道
かくる人は頼まじ」と、古歌の意味なごうたひてこの義。●
渡りしことは、歩きまはりし事。●道志は、古昔、大學の明

●第二百二十二段

竹谷乘願房、東二條院に來ら
れしに、「死者の供養には、
何が一番に勝れたる利益多き
ぞ」と問はせられしに、「光
明眞言寶篋印陀羅尼」と答へ
られたり。弟子僧達は、「何
故、あの様に言ひ給ひしぞ。
念佛にますものなしは、何

法道を卒業して檢非違使のさくわん(志)となりし者。●つけ
ものは、ねりもの。銚につきて渡るものなれば、附物さは云
ふなり。●過差云云は、おこりが非常にすぎて。●重きもの
は、八端母衣、五端母衣の如きものを云ふ。

○第二百二十二段 竹谷乘願房

竹谷乘願房、東二條院へ參られたりけるに、『
亡者の追善には、何事か勝利多き』と、尋ねさせ
給ひければ、『光明眞言、寶篋印陀羅尼』と、
申されたりけるを、弟子ども、「いかに、かくは
申し給ひけるぞ。念佛にまさること、さぶらふま
じとはなご、申したまはぬぞ』と、申しければ、

故言ひ給はざりしぞ」云、言ひたりしに、「自分の宗旨なれば、さう言ひたかりしかご念佛唱へて大利益あるべしと、確に設ける經文見かけざる故、そは何に見えたるかご御尋ね受けし時、何と御答へせんかを案じ、本經の確實なるものにより、この眞言陀羅尼をば申し上げしなり」と言はれたり。

「わが宗なれば、さこそ申さまほしかりつれどもまさしく稱名を追福に修して、巨益あるべしと説ける經文を見及ばねば、何に見えたるぞと、かさねて問はせ給は、いかが申さんと思ひて、本經のたしかなるにつきて、この眞言陀羅尼をば、申しつるなり」とぞ申されける。

註解 竹谷は、山城の醍醐に在る地名。乘願房は、淨土宗の名僧。●東二條院は、後深草院の皇后。●勝利は、すぐれたるりやく(利益)。●光明眞言云云は、共に經文の句、之を唱へて死者に手向すれば、廣大無邊の利益功德あるもの。●稱名は、唱名に同じ。れんぶつ(念佛)。

●第二百二十三段

鶴のおほいごのは、幼名をたづ君と呼ばれたり。鶴を飼養なさるるが故と云ふは、中らぬ説なり。

●第二百二十四段

陰陽師有宗入道、鎌倉より京へ来て訪問されけるが、先づ入りて、「此庭園のむだに廣きは無益なり。儒道や佛法其他殖産などの道を知る人物は物を植うる事をほげむ。故に一すちの通り路殘しおき、其他はすべて畠とされたし」と

●第二百二十三段

鶴のおほいごのは、童名、たづ君なり。鶴を飼ひたまひける故に、と申すは僻事なり。

註解 鶴のおほいごのは、九條内大臣基家公。

●第二百二十四段

陰陽師有宗入道、鎌倉より上りて、尋ねまうで來りしが、まづ、さし入りて、「この庭の、いたづらに廣きこと、淺ましく、あるべからぬ事なり。道を知るものは、植うることをつとむ、細道一つ殘して、みな、畠につくり給へ」と、諫め侍りきまことに、少しの地をも、いたづらに置かん事は

忠告しぬ。寸地をも無駄にす
ることは、無益なり。食せら
るる物又は薬種の如きものを
植ゑおくべし。

●第二百二十五段

伶人多久資がいふには、「通
憲入道、舞の手中にて面白
き事をさまざま撰擇し、磯の
禪師と云ふ女に教へて舞はし
められたり。白の水干着て帽
巻させ、烏帽子を着せし故

益なきことなり。食ふ物、薬種なごを植ゑ置くべ
し。

註解 有宗入道は、安倍有宗。尋ねまうては、兼好の許に訪
問して來した云ふ。道を知るものは、儒道佛道に通達する
人物はこの義。諫めは、忠告すること。

○第二百二十五段 多久資

多久資が申しけるは、道憲入道、舞の手中に、
興あることども、擇びて、磯の禪師といひける、
女に教へて舞はせけり。白き水干にさう巻をささ
せ、烏帽子を引き入れたりければ、男剣とぞいひ
ける。禪師が女、静といひける、この藝をつげり

男舞とぞ命名せり。禪師の娘
静と云ふが此藝を承けつげ
り。是ぞ白拍子のはじめなり
其歌には、佛や神の由來を歌
ふものなり。其後、源光行、
さまざまの事を作れり。後鳥
羽院の御製もあるなり。そし
て、それを院の御愛妓の龜菊
に御教へになりしこの事なり

●第二百二十六段

後鳥羽院の御時代に、信濃前

これ、白拍子の根原なり。佛神の本縁を歌ふ。そ
の後、源光行、多くの事を作れり。後鳥羽院の
御作もあり。龜菊に教へさせ給ひけるとぞ。

註解 多久資は、伶人なり。樂人の。通憲は、少納言入道信
西なり。磯の禪師は、義經の妾静り母。さう巻は、袖巻
なり。さやまきの太刀。白拍子は、今の藝妓の如きもの。
鳥羽院の頃、鳥の千歳、和歌の前さいふ二人の女が舞ひはじ
めたり。その起原をなせりとなり。本縁は、由來縁起。
光行は、土岐左衛門尉光行、後鳥羽院北面の武士。龜菊
は、後鳥羽帝寵愛の舞妓。

○第二百二十六段 後鳥羽院の御時

後鳥羽院の御時、信濃前司行長、稽古のはまれ有

司行長、故實に長けしこの評判ありしが、樂府の討論會員に呼びだされて、十徳の舞の内を二つ忘れて言ひ能はざりし故、五徳冠者との諱名をつけられたり。行長は此事を苦にし、學藝をすてて出家したるを、兼て一藝を有するものならば、下級の人々をも不感かりて養ふ慈鎮和尚の事故、此行長をも扶持せられたり。行長は平家物語を作り、生佛と云ふ旨に教へて語らせたり。そして比叡山の事をば分けて

四三八
りけるか、樂府の御論義の番に召されて、七徳の舞を、二つ忘れたりければ、五徳冠者と異名のつきにけるを、心うき事にして、學問を棄てて遁世したりけるを、慈鎮和尚、一藝あるものをば、下部までも召しおきて、不便にせさせ給ひければ、この信濃入道を扶持し給ひけり。この行長入道、平家物語を作りて、生佛といひける盲目に教へて語らせけり。さて、山門のこゝを、ことにゆゆしく書けり。九郎判官のことは、詳しく知りて、書きのせたり。蒲冠者のことは、よく知らざるにや、多くの事どもをしるし漏せり。武士のこと、

立派に書きたりの義經の事蹟は細かに知りて之を載せしかば、範頼の事蹟は善く知らざりしと見え、あまた書きおこせり。武士の事や弓馬の事はその生佛東國の生れのものゆゑ、武士に尋ねて書かせたり。かゝる生佛が天性の音聲を、近世の琵琶法師は習ひて歌ふものなり。

弓馬のわざは、生佛、東國のものにて、武士に問ひ聞きて、書かせけり。かの生佛が生れつきの聲を、今の琵琶法師は學びたるなり。

註解 信濃前司行長は、平家物語の作者といふ。稽古の云云は、故實にたけしこの評判。此處にては樂府の名手と解するが可なるべし。樂府は、漢詩の古體のいつかんの武帝の創始、此處にては、白民文集に載する新樂府をいふ。論義は不審の點を問答すること。討論すること。番には、相對して論ぜしむること。七徳の舞は、唐の太宗の時、劉武周を破り、軍中相共に作りし破陣樂と稱する曲なり。太宗即位後、宴會の時必ず此曲を奏せり。のち、改めて七徳舞といふ。この七徳舞は、之を題にして白樂天が作れるもの。

●第二百二十七段
六時禮讀は、法然上人の弟子安樂といふ僧、經を蒐輯して、勤めの用に供したり。のち、太秦の善觀房といふ僧、ふしなつけ、歌へるやうにな

したり。これぞ、一向專念の念佛のはじめにて、後嵯峨院の御時代より、廣く歌はるる事になれり。法事讀も同じく善觀房がふしなつけはじめたるなり。

四四〇
七徳とは、國君の七つの徳にして、暴を禁ず、兵を戢む、大を保つ、功を定む、民を安んず、衆を和ぐ、財を豊かにする是なり。●異名は、あだな。●冠者は、元服したる人の義。又、無官にして六位の人。●慈鎮和尚は、天台の座主。●扶持は、助け力を添ゆること。●山門は、延暦寺のこと。これに對して、三井寺を寺門と云ひたり。●九郎判官は、源義經。●蒲冠者は、義經の兄範賴。

○第二百二十七段 六時禮讀は
六時禮讀は、法然上人の弟子安樂といひける僧、經文をあつめて作りて、つとめにしけり。その後、太秦の善觀房といふ僧、ふしはかせを定めて、聲明になせり、一念の念佛の最初なり。後嵯峨院の

御代よりはじまれり。法事讀も同じく、善觀房はじめたるなり。

註解 六時禮讀は、書名なり。晨朝・日中・日没、初夜・中夜・後夜の六時に淨土禮を讀して、罪障を消滅する勤行方式を書けるもの。●法然上人は、源空のこまなり。淨土專念を唱へし高僧。●安樂は、宮女に戒を授けて尼となし、土御門上皇の御怒りに觸れ斬られたり。編年小史に、「土御門上皇怒りて、源空を讃州に流し、安樂、住蓮を斬る云云」と見ゆ。●太秦は、京都の西なる地所。又、太秦の廣隆寺とも云ふ。●ふしはかせは、節奏の和訓なり。定めては、ふしなつけての義。●聲明は、五明の一、言語及び音韻の原理を研究する學。又、ぼんばい(梵唄)即ち、梵讀又は經文を歌

●第二百二十八段

京都の千本通に在る釋迦念佛堂の法會は、文永年間、如意上人が之を創始されたるなり

●第二百二十九段

よき細工人は、少々刃のたた

刀を使用するさぞ。彫刻に妙を得し妙觀が刀は、善くはきれす。

●第二百三十段

五條の皇居には、怪物すめり藤原大納言殿の御話には、「殿上人たち黒戸にて圍碁しけるに、御簾をあげて見るものあり。誰ぞ、一さ其方を見たるに、狐の人のやうに中腰にかがみ、差しのぞき居るを、「やあ、狐よ」さ騒ぎたてられ、あわて迷ひて逃げたり。

の如くに高く唱ふること。此處にては、後者なり。●一念の念佛は、一向専念の念佛なり。●後嵯峨院は、第八十八代の天皇。●法事讀は、上下二卷もの。

○第二百二十八段 千本の釋迦念佛は

千本の釋迦念佛は、文永の頃、如輪上人、これをはじめられけり。

註解 千本は、京都の西北の地名。●釋迦念佛は、釋迦堂の法會、二月九日より十五日迄、涅槃の像をかけて涅槃の儀式あるを云ふ。●文永は、年號の名、第九十代龜山天皇の御宇。●如輪上人は、法然上人の孫弟子。

○第二百二十九段 よき細工は

よき細工は、少し鈍き刀をつかふといふ。妙觀が

刀はいたくたたず。

註解 妙觀は、攝津國三島郡豐川村大字粟生なる勝尾寺の觀世音を彫みし名匠。

○第二百三十段 五條の内裏には

五條の内裏には、ばけものありけり。藤大納言殿語られ侍りしは、「殿上人ども、黒戸にて碁を打ちけるに、御簾をかかげ見るものあり。誰ぞ」と見むきたれば、狐、人のやうについで、さしのぞきたるを、「あれ狐よ」と、ごよまれて、惑ひにげにけり。未練の狐、ばけ損じけるにこそ。

註解 五條の内裏は、京都市下京區燈籠町に相當す、初め藤原

はげ方に稽古の足らぬ狐、ばけそこれしものなるべし。

四四四
實長の第にしてのちに、六條・高倉・安徳三帝の宮居なれり。一説に後白河帝の離宮たりし法住寺殿とも云ふ。京都七條通の東方、三十三間堂の東南一町許の處に古蹟あり。●藤大納言は、藤原爲世卿なりと云ふも、さだかならず。●黒戸は、御所の御殿の一。解は前に出づ。●ついでては、しやがみ居るを云ふ。

●第二百三十一編

園別當入道は、無双の割烹家なりき。或人の宅にて、美事なる鯉をだしたるに、人々は入道の手際見たく思へど、輕々しく所望もならずと猶豫して居るをば、入道は世故に長

○第二百三十一段 園の別當入道は

そのべつたうにやだう
園別當入道は、さうなき庖刀者なりけり。ある人の許にて、いみじき鯉を出したりければ、みな人別當入道の庖刀を見ばやと思へども、たやすくうち出でんもいかが、とためらひけるを、別當入道さる人にて、「このほど、百日の鯉を切り侍るを

けし人故、すぐに其心を察し「この間より、百日間毎日鯉を切んと思ひたちしを、今日のみ切るこそ缺いてはならず是非頂戴致したい」と云ひ。料理されたり。その手際果して美事に、場所にあはれしき面白味有たるが人々も皆然か思へり。或人が北山入道殿に語りし所、「斯の如き事、自分は厭はしく思ふなり、「切るべき人居らずば此方へ下さい、きりまゐらせん」と言ひなげ、少しはまた可るべし

今日缺き侍るべきにあらず、まげて申し請けん」とて、切られにける。いみじくつきくしく興ありて、人ごも思へりけると、ある人、北山太政入道殿に、語り申されたりければ、「かやうのことおのれは、世にうるさく覺ゆるなり。「切りぬべき人なくはなべ、切らん」といひたらんは、猶よかりなん。なんでふ、百日の鯉を切らんぞ」と、のたまひたりし、をかしく覺えしと、人の語り給ひける、いとをかし。

註解 園別當入道は、参議右衛門督藤原基氏卿、園と稱せり。別當は、檢非違使廳の長官。●さうなき庖刀者は、無双の

何として、百日の鯉を切るべきぞ」と言はれし事、面白く思ひしと或人の語りしが、極めて面白かりき。

そうじて、構へて面白味あるよりも、面白味なくて安らげき方ぞよきものなり。客への馳走の如きも、首尾をうまく繕ひかされるも善きは善きに相違なけれど、只何さなく取出したる極めてよろし。人に物を贈りやりたるも、わざと此品を進せり云ふ方が、眞實の意志にてよし。惜しき

うに見せかけ、呉れ給へと言ひかけさせたく思ひ、勝負に負けた事に、かこつけたる如きは、いさばしき次第なり。

●第二百三十二段
おほよ 大凡そ人は、智も才能もなき

料理上手。●ためらひは、遠慮して料理の所望しかれしこと。●さる人は、によさいなき人。●百日の鯉云は、物の稽古に百日間毎日鯉を料理せしことなるべし。●いみじくつきくしくは、極めて手際よく其場にあはしくこの意。●北山太政入道は、西園寺公經公。●うるさくは、いさばしく。●たべは、たまはれ。下さい。●なんでもは、何としてなでふ。●いさをかきは、最も面白く兼好法師も、なんでも百日の鯉を切らんの説に賛成されしなり。

おほかた、ふるまひて興あるよりも、興なくて、やすらかなるが、勝りたることなり。まれ人の饗應なども、ついでをかき様にとりなしたるも、誠によけれども、ただ、その事となくて取り出で

たる、いとよし。人に物をとらせたるも、ついでなくて、之を奉らんといひたる、まことの志なり。惜むよしして、乞はれんと思ひ、勝負のまけわざに、ことづけなごしたる、むづかし。

註解 ふるまひては、繕ひかざりて。●まれ人は、まらうごきやく。賓客。●ついでには、順席なり。買ひし魚又は菓子に到来品のやうに飾り云ふこと。●物をとらせたるもは、物を贈り與へたるも。●ことづけは、かこつけ。●むづかしは、いさばしき事なりこの義。

●第二百三十二段 すべて人は
すべて、人は、無智無能になるべきものなり。あ

様にするぞよき。或人の子の見つき悪くないものが、其父の面前にて人と談話するに、史記か漢書の文句を引きしは利口げに思はるるも、尊敬すべき人の前にては、さうせずとも思はれたり。

又、或人の宅にて、琵琶法師の物語を聞くべく、琵琶を取寄せしに、柱一つ落ちし故、「作りてつけよ」言ひし所、其席に居合せし人の中に、下品さも見えぬ男が、「古き柄杓の柄あるか」など言ふを

る人の子の、見ざまなど悪しからぬが、父の前にて人どものいふとて、史書の文を引きたりし、さかしくは聞えしかども、尊者の前にては、さらすとも覺えしなり。

註解 見ざまは、見つき。やうす。●史書は、史記、漢書の類。尊者は、目上の人又は賢者。

又、ある人の許にて、琵琶法師の物語を聞かんとて、琵琶を召し寄せたるに、柱の一つ落ちたりしかば、「作りてつけよ」といふに、ある男の中にあしからずと見ゆるが、「ふるきひさくの柄ありや」などいふを見れば、爪を生したり。琵琶など

見れば、爪を長くのばしたり琵琶弾くを見ゆ。盲法師の琵琶、古き檜の木柱を使用するの本式にも及ばぬ事なり。斯道に心得ある積りにて言ひしか、さ笑止千萬なりき。そして柄杓の柄は、檜物師さか云ひ、よからぬものにさ、或人、申されたり。若年の人は些少の事にて善くも見え、悪くも見ゆるもの故、注意するぞよき。

ひくにこそ。盲法師の琵琶、そのさたにも及ばぬことなり。道に心得たるよしにや、とかたはらいたかりき。ひさくの柄は、ひもの木とかいひて、よからぬものにとぞある人、仰せられし。若き人は、少しのこともよく見え、わるくも見ゆるなり

註解 柱は、琵琶の絃を支ふるもの、胴に固着せしめあるもの。ふるきひさくは、古き柄杓なり。●生むたり。爪を長うは

四五〇
の手に觸れし柄などは不都合なりとの意。

○第二百三十三段 萬のどがあらじと

思はば

萬のどがあらじと思はば、何事にもまことありて人を分かず、恭しく、言葉少なからんには如かじ男女老少、みな、さる人こそよけれども、ことに若くかたちよき人の、言うるはしきは、忘れ難く思ひつかるるものなり。萬のどがは、馴れたるさきに上手めき、所得たるけしきにて、人をないがしろにするにあり。

註解 人をわかすは、貴賤又は老若男女の區別を立てすにの

●第二百三十三段

何事につけても、きずあやまち無き様にさ思ふならば、何事にも誠を以て對し、人の貴賤又は老若男女の區別をたてず、丁寧にして口數すくなくするに越すものなし。男女にても老若にてもみな、斯る人こそよきものなれど、分けて若くみよき人の言葉の恭しきは、忘れがたく人に思ひつかるるものなり。さまざま

●第二百三十四段

人の物事を尋ねたるに對して、斯る事知らぬにもあらざるべし、有儘に答ふるは馬鹿げさ云ふ積りか、あやふやの返事したるは悪し。知れる事にも、尙確かにさ思ひて尋ねしかも知れず。また實際に知らぬ人なきにも限らず、判然とさ言ひ聞かせし方、大人らし

○第二百三十四段 人の物を問ひたるに

意。●さる人は、一般に對して信實にして言葉すくなき人。萬のどがは、さまざまの過失又は缺點。●所得たるは、得意がるを云ふ。●ないがしろ(蔑)は、けいべつ。蔑如。

人の物を問ひたるに、知らずしもあらじ、ありのままにいはんは、烏澁がましとにや、心惑はすやうに返事したる、よからぬことなり。知りたることも、なほさだかにと思ひてや問ふらん。また、まことに知らぬ人も、なごかなからん。うららかに言ひ聞かせたらんは、おとなしく聞えなまし。

註解 知らずしもあらじは、必ず知らずして問ふにあるまいと

く聞ゆべし。

人のまだ聞かぬ事を、自分が知れるに任せ、其事を精しく書かず、笑止なる事など出来しこのみ返事すると、先方には如何なる事か、再び問はするなどの結果をきたすは心なき仕業なり。世間に聞古したる物事も、自然に聞きおこす場合もあるもの故、あいまいならぬ様に、判然と知らせやる、何の悪しき事のあるべき、斯の如き事は、世故にたけぬ人にまゝある事なり。

の推測。●なほさだかは、知れる上にもまだ確實にその意。●なごかなからんは、眞實に知らずに聞きし人も無いさはいへぬその義。●うららかに、問ひし人の耳にたたぬやうにさなり。●おさなくは、大人らしく、老成らしく。

人は、いまだ聞き及ばぬことを、わが知りたるまに、さても、其人のこのの淺ましき、なごばかり言ひやりたれば、いかなる事のあるにかと、推し返し問ひにやるこそ、心づきなけれ。世に舊りぬる事をも、おのづから聞きもらす事もあれば、覺束なからぬやうに、告げやりたらん、悪しかるべき事かは。かやうのことは、物なれぬ人のある事なり。

事なり。

註解 推し返し云は、すぐ再び尋ねにやるを云ふ。●心づきなければ、心なき返事のしかたその義。●物なれぬ人は、世事に経験すくなき人。

●第二百三十五段

主人ある家には、用なき人がみだりに入り来ることなし。主人のなき家には、通行人など勝手に立ち入る。狐や梟の類も、人氣に妨げられれば、得たりかしこしと住みこみ、木霊の如き妖怪の形も出るもの也。又、鏡には色も形もな

○第二百三十五段 主ある家には

主ある家には、すゝなる人、心のままに入り来ることなし。主人なき所には、道行く人、みだりに立ち入る。狐、梟やうのものも、人にせかれねば、所得がほに入り住み、こだまなどいふ、けしからぬかたちも、あらはるるものなり。又、鏡には、色形なき故に、よろづの影、來りてうつる

き故、萬の形のうつるなり。空所は善く物を受け容る。我々等の心に、ひまなく慈念の來るも、本心といふもの無き爲にやあらん。心に主人といふものあらば、胸中に色々たる慈念は犯し入ることあらざるべし。

鏡に色形あらましかば、うつらざらまし。虚空、よく物を容る。かれらの心に、念々の、ほしきまに來り浮ぶも、心といふものなきにやあらん。心にぬしあらましかば、胸の中に、そこばくのことは、入り來らざらまし。

註解 するなる人は、これぞ云ふ用事のなき人。●人げにせかれれば、人のけはひに妨げられればその意。●こだまは、本靈又は木精などの字を用ふ。山中の木石の精、此處にては、單に怪物の義を廣く解してよい。●虚空は、そらにあらず、何物もなき空所。空間。●念々は、心の常におもむき思ふさま。ひまなく云ふ意なり。●心にぬし云々は、物慈におほはれぬ本心があつたならばその義。

●第二百三十六段

丹波國に出雲と云ふ地あり、此處に出雲國の大社を勸請して、神社を莊嚴に造營せり。志田何某の領地なる故、秋の時候に聖海上人其外の人々を誘ひ、「さあ、來給へ、出雲まゐりに。ぼたもち位は馳走すべし」と云ひ、つれて行きしが、人々は參拜して大に信仰の心を起せり。御神前の獅子と狛犬とが後向になりて立ち居しが、上人は大に感じ入りて、「ああ、よきかな。此

○第二百三十六段 丹波に出雲

丹波に出雲といふ所あり。大社を遷して、めでたく造れり。しだの某とかや知る所なれば、秋の頃聖海上人、その外も、人あまた誘ひて、「いざたまへ、出雲をかみに。かいもちひめさせん」とて、具しもて行きたるに、おの／＼拜みて、ゆゆしく信おこしたり。御前なる獅子狛犬、そむきて後ざまに立ちたりければ、上人、いみじく感じて「あなめでたや、この獅子の立ちやう、いとめづらし。深き故あらん」と、涙ぐみて、「いかに殿ばら、殊勝のことは、御覽じ咎めずや、むげなり」

獅子の立ちやう、極めてめづらし。きつと何か深き仔細ぞあらん」と涙を浮かべ、「何ぞ皆様、殊勝のこゝを御見告めにはならずや、それでは信りの事なり」といひしにより、人々は怪しみて、「誠に狛犬のおきやう異れり、京への土産話にすべし」など云ふに上人はまだゆかしく思ひ、おさなび物知り顔したる神官を呼び、「此神社の獅子のすゑやう、定めて古來の習慣がある事ならん、其わけ少々聞き

四五六
といへば、おの／＼あやしみて、「まことに、他に異なりけり。都のつとに語らん」などいふに、上人、なほゆかしがりて、おどなく、もの知りぬべき顔したる神官を呼びて、「この御社の獅子の立てる様、定めてならひある事に侍らん、ちと承らばや」と、いはれければ、『その事に候ふさがなき童どもの仕りける、奇怪に候ふことなりとて、さしよりて、すゑ直して去にければ、上人の感涙、いたづらになりけり。
註解 丹波の出雲神社は、南桑田郡千歳村に在る國幣中社なり。●大社は、官幣大社の出雲大社を云ふ、出雲國簸

たし」と言はれしが、これは悪戯小童のわざなり、不都合至極」と言ひつつ近づき、すゑ直して去りし故、上人の感心の涙、むだに歸したり。

●第二百三十七段

柳箱に載せおく物は、縦や横におくものも、其物によるわけかし。巻物の如きは縦におき木の間よりこまりを通して結びつく。硯も縦におく方、筆ころび落ちずしてよしと、三

川郡杵築町に鎮座す。●いざたまへは、いざば發語、さあ來給へ云ふに同じ。●かおもちひは、ぼたもち、めさせんは牡丹餅位は進せんとの謙辭。●都のつとには、京都へ歸りし土産話の義。●定めてならひ云は、きつと古來の習慣なりいはれが有るべしとの義。●さがなき童どもは、いたづら小僧共が。●奇怪は、不都合千萬の義。

○第二百三十七段

柳箱に据うるものは、縦さま、横さま、ものによるべきにや。巻物などは、縦さまに置きて、木の問より、紙ひねりを通して結びつく。硯も縦さまに置きたる、筆ころばすよしと、三條右大臣殿、仰せられき。勘解由小路の家の、能書の人々は、

條右大臣殿申されたり。勘解由小路の家の書の名人達は、一寸でも縦におかれし事なく、きつと横に載せられたり。

●第二百三十八段
御隨身の近友が自讃と云ふもの、七箇條手帖に書き扣へし事あり。大抵は馬術關係のものにて、格別の事にもあらざ

四五八
かりにも、縦ざまに置かるることなし。必ず横ざまに据ゑられ侍りき。

註解 柳箱は、柳の細き枝にて編みたる匣、其蓋に冠・鞆・硯・短冊等を載せしもの。後に柳の細枝を脚さ板に結びつけて小さき机の状を成せるものを云ひ、又、三角形の白木の棒をならべ、板にて脚を作りたるものをも云ひたり。●紙ひねりは、こより。●勘解由小路は、行成卿の子孫、代々能書の家柄にて世尊寺と云ひたり。

●第二百三十八段 御隨身近友が自讃とて、御隨身近友が自讃とて、七箇條書きとごめたることあり。みな、馬藝、させることなき事ごもなり。そのためしを思ひて、自讃の事、七つあり。

るなり。其例にならひ、おのれも自讃の七箇條を作れり。一、人を數多引つれ花見してまはりしに、最勝光院の附近にて、或男の馬をかけたすを見、一ま一度かけたらば、馬こけて落つべし。しばらく見て居給へいざ立ち止まりしに、馬は果してかけ出したるが、やがて泥中へ落ちこみたり。人みな其言の中れるに感心したり。一、今上帝未だ東宮におありなされし時、萬里小路殿が

註解 自讃は、自分にて自分の事をほむること。●させるは、さしたる。格別なる等の義。

一 人あまたつれて、花見ありきしに、最勝光院の邊にて、男の、馬を走らしむるを見て、『今一度、馬をはするものならば、馬仆れて落つべし。しばらく見たまへ』とて、立ちどまりたるに、又、馬をはす。とごむる所にて、馬を引き、仆して、乗る人、泥土の中ころび入る、その言葉のあやまらざること、人みな感ず。

註解 最勝光院は、建春門院の御願寺、高倉院の承安三年建立せらる。●感ずは、感心した。

御所なりしが、時の東宮大
夫堀川大納言殿の伺候して
居らるる御部屋へ用事あり
て行きしに、論語の四・五・
六の巻を聞かれて、「只今
東宮殿下が「紫の朱奪ふな
にくむ」と云ふ文を見出し
給はず、故に精しく調べて
見よこの御下命なれば探す
なり」と言はれたり、「そ
れば九の巻のどこにありま
す」と申し上げしに、ああ
嬉しとて御前へ持ちゆかれ
たりき。

これ位の事は、小兒も尙ま
く覚え居る事ながら、昔の
人は些少の物事をも自讃し
たるものなり。「後鳥羽院
の御歌に「袖さたも云云
と定家卿に御下問の所、「
秋の野の草のたもさか花す
すき穂に出て招く袖さ見ゆ
らん」とある故に、何の差
支がござりませう」と言上
されたるが、其場にて古人
の本歌を覚えて居りしは歌
道に心よするおかげの幸福
なり」など、仰山らしく書

四六〇
一 當代、いまだ、坊におはしましし頃、萬里
小路殿、御所なりしに、堀川大納言殿、伺候し
給ひし御曹司へ、用ありて参りたりしに、論語
の四・五・六の巻をくりひろげ給ひて、「ただ今
御所にて、「紫の朱うばふことをにくむ」とい
ふ文を御覽じ出されぬなり。なほよく引き見よ
と仰せごとにて求むるなり」と、仰せらるるに
『九の巻のそこ／＼のほどに侍る』と、申した
りしかば、あなうれしとて、もてまゐらせ給ひ
き。
かほどの事は、兒どもも常の事なれども、昔の

人は、聊のこともをも、いみじく自讃したるなり
『後鳥羽院の御歌に、「袖さたもとと、一首の
中にあしかりなんや」と、定家卿にたづね仰せ
られたるに、「秋の野の草のたもさか花すすき
穂に出てまねく袖と見ゆらん」と侍れば、何事
かさぶらふべき』と申されたることも、「時に
あたりて、本歌を覺悟す、道の冥加なり、高運
なり」など、ことごとくしく記しおかれ侍るなり
九條相國伊道公の款狀にも、ことなる事なき題
目をも書きのせて、自讃せられたり。
註解 當代云は、今上のまた東宮にあらせられし時分。●堀

き殘されてあり。九條相國の款狀にも、格別の事なき箇條をも記載して自讃せられたり。

一、常在光院の釣鐘の銘は在兼卿の草稿なり。行房朝臣が淨書し、鑄型にうつさんさせしとき、其事を監督の入道・銘の草稿をとり出して見せしが、「花の外に云云」その句あり。「陽唐の韻」思ふに、百里は誤りか」と云ひしに入道は、よくも御見せしたり、わが高名なり

り」さて、草稿者の在兼卿に其事言ひやりたるに、「如何にもあやまれり、數行と書き直されたし」と返事ありたり。この數行もいかにか。これは若し、數歩の意なるべきか、よく聞えず一、人數多つて、叡山の三塔を拜みにゆきし所、横川の常行堂の内藤華院と書ける古額かかれり。「佐理か行成かこの筆蹟まだ決せずと申し傳へたり」と堂守の僧が仰山らしく云ひした、

川大納言は、藤原師信卿。御曹司は、堀川大納言が御休息なされし御部屋。紫の朱云は、論語陽貨篇に「惡紫之奪朱也」とあるをいふ。九の卷そくは、九卷のごこそ其所在を兼好が言ひしなり。袖さたも云云は、一首の歌の中に詞の重畳するは悪しきやとの問なり。時にあたりて云云は、御下問の際に古人の本歌を覚えて居られたのは。道の云云は、歌道に心を寄するおかげの幸福の義。秋の野の和歌は、在原棟梁のよみしもの、古今集に見ゆ。款狀は、くわじやと讀むが故實とぞ。官位を望み又は訴訟を申し上ぐる時の狀。こそなるころなきは、別段取立てて言ふべき所なき。

一 常在光院のつき鐘の銘は、在兼卿の草稿なり。

り。行房朝臣清書して、鑄型にうつさんとせしに、奉行の入道、かの草を取り出でて、見せ侍りしに、「花の外に夕を送れば、聲百里に聞ゆと、いふ句あり、「陽唐の韻と見ゆるに、百里あやまりか」と、申したりしを、「よくぞ見せ奉りける、おのれが高名なり」とて、筆者のもどへいひやりたるに、「あやまり侍りけり、數行と書き直さるべし」と、返事侍りき。數行もいかなるべきにか。もし、數歩の心か、おぼつかなし。

註解 常在光院は、當時東山に在りし寺院。の銘は、釣鐘又は

「行成ならば、裏書ある筈にて、佐理ならば、裏書き筈」と言ひしに、額の裏には塵つもあり、蟲の巢にてきたなきを、よくはき清めて人々見たるに、行成の官位を記し姓名年代ありくさ分りし故、人ども何れも悦に入られたり。

一、那蘭陀寺に於て、聖僧道眼が談義のなり、八災云ふ事を忘れし故、「誰か知り居らるるぞ」と云ふも、弟子共みな覺えざりしを、

説教聽聞の室内より、「これくによと言ひ出したれば、道眼は非常に感心せられたり。

一、賢助僧正まつれだちて、加持香水を見にゆきしが、まだ濟まぬ内に、僧正歸り去られたが、眞言院の外陣の處まで共にきし僧都見えす、法師達を見にやられしも、「同じ風したる人多く、終に見當たらす」と久しく立ちて歸りしを、「ああ、面倒なり、それ探して

四六四
墓碑等へ讀こみ又は彫りつくる一種の韻文。韻を押すが法なり。●在兼卿の草は、菅原在兼の草稿。●行房朝臣は、藤原行成の孫なり。●高名は、功名なり。てがら。●筆者は、草稿者の在兼卿。

一、人、あまたともなひて、三塔順禮のこと侍りしに、横川の常行堂のうち、龍華院と書ける、古き額あり。『佐理、行成の間、疑ありて、未だ決せずと申し傳へたり』と、堂僧、こどくしく申し侍りしを、『行成ならば、裏がきあるべし。佐理ならば、うらがきあるべからず』と、いひたりしに、裏は塵つもあり、蟲の巢

にて、いぶせげなるを、よくはきのごひて、おのく、見侍りしに、行成位署名年號さだかに見え侍りしかば、人みな、興に入る。

註解 三塔順禮は、比叡山の東塔・西塔・横川の三塔を順次に禮拜すること。●横川は、西塔の北に位す、八瀬より路すれば、先づ至る。●佐理、行成の間は、佐理が行成か筆蹟の決定せぬを云ふ。小野道風を合せて三蹟と稱する能書家なり。●いぶせは、むさくるしきこと。●さだかは判然。

一、那蘭陀寺にて、道眼ひじり談義せしに、八災といふことを忘れて、『誰かおぼえ給ふ』といひしを、所化みな、覺えざりしに、つぼねの

來給へし言はれし故、そこへ引戻しゆき、すぐに連れていでたり。

一、二月十五日、月明かなる夜ふけて、千本の釋迦堂へ参詣し、後の方より入り、一人顔を深くかくして説教聞き居りしに、うつくしき女の姿も香のほひも、普通の人にすぐれたるがおしわけ入り、膝にもたれし故、にほひも移る程につき、不都合なりと思ひてひざりに、まだ寄つてもたれ掛る

により立ちたり。後日、或御所の年よりの女官が戯談の時、「先日、あなたは餘り色氣のなき御人と御見落し申した事ありき。つれなき方まで恨みに思ふ人があります、と言はれしも少しも合點ゆかず」と答へてすみたり。先夜の聽聞の頃貴賓席の内より或方が自身をみごめられ、其女官を假装させ給ひ、一折よく言葉かけんも知れず、其模様を來て申せ、面白からん」

内より、これくにや、といひ出したれば、いみじく感じ侍りき。

註解 八災は、修行得道の八障礙。憂・苦・喜・樂・尋・伺・出息・入息の八つ。●所化は、僧侶の弟子の稱。なツしよ。●つぼれの内は、説教聽聞の室。●いみじくは、非常に。

一 賢助僧正にともなひて、加持香水を見侍りしに、未だはてぬ程に、僧正かへりて侍りしに陣の外まで、僧都見えす、法師どもをかへしてもどめさするに、「同じさまなる大衆、おほくて、え求めあはず」といひて、いと久しく出てたりしを、「あなわびし、それ求めておはせよ」と、いはれしに、かへり入りて、やがて具して出でぬ。

註解 賢助僧正は、醍醐三寶院の僧。此寺は醍醐寺座主の住院今に尙存す。●加持香水は、禁中にて正月八日より十五日まである法會を、後七日の御修法と云ふ、其間に三度の加持あるなり。●陣の外は、宮中なる眞言院の外陣。●それ求めておはせよは、僧正が兼好に言はれし言葉なり。

一 二月十五日、月あかき夜うち更けて、千本の寺にまうでて、後より入りて、ひとり、顔深くかくして、聽聞し侍りしに、優なる女の、すがた、にほひ、人より異なるが分け入りて、膝

さて、御計略になれるものなりしと云ふ。

にわかれば、匂などもうつるばかりなれば、便あしと思ひて、すり退きたるに、なほの寄りて同じさまなれば、立ちぬ。その後、ある御所さまのふる女房の、そぞろごといはれし序に、『無下に、色なき人におはしけり、と見おとし奉ることなんありし。情なしと恨み奉る人なんある』と、のたまひ出したるに、『更にこそ心得侍らぬ』と、申してやみぬ。かの聴聞の夜、御局の内より、人の、御覽じ知りて、さぶらふ女房をつくりたてて、出し給ひて、『便よくはことばなごかけんものぞ。そのありさま参りて

●第二百三十九段

八月の十五日と九月の十三日は、婁宿なり。この星宿、清明なるが故に、月を見て遊ぶに真き夜とす。

●第二百四十段

申せ、興あらん』とて、はかり給ひけるごぞ。

註解 千木の寺は、京都の西北千本通なる釋迦念佛堂。●便おしは、都合悪し。●そぞろごとは、戯言の義。じやうだん。●さぶらふ女房は、奉仕の女官。●つくりたてては、美しくよそほはせて。●はかりは、たくらむこと。

○第二百三十九段 八月十五日

八月十五日、九月十三日は婁宿なり。この宿、清明なるゆゑに、月をもてあそぶに良夜とす。

註解 婁宿は、二十八宿の一。たみ。宿は、星の座、星のあつまりて一團を成す現象。●もてあそぶは、賞讃するを云ふ。●良夜は、月明かなる夜の義。

○第二百四十段 しのぶの浦の

忍ぶの浦の あまの見る目も
遠慮して、くらぶの山も守る
人多きを、無理に通ひてこそ
面白きふしよし、忘れ難きこ
と多かるべし。親や兄弟の承
諾を得て、ひたすら迎へてお
くは、非常に恥づかしき事な
らん。渡世にこまる女の、自
分の年と似つかぬ老年の僧侶
や、賤しき田舎人さても、金
の有る方へ従ひて、さそふ水
あらばなど云ふを、仲人が双
方へ奥床しきやうに飾り言ひ
知られさせず、取りもせぬ人

しのぶの浦の、あまのみるめも所せく、くらぶの
山も、守る人繁からんに、わりなく通はん心の色
こそ、淺からずあはれと思ふふしづくの、忘れ難
きことも多からめ。親兄弟許して、ひたぶるに迎
へするたらん、いとまばゆかりぬべし。世にあり
わぶる女の、にげなき老法師、あやしの東人なり
ども、賑はしきにつきて、誘ふ水あらばなどいふ
を、中人何方も、心にくきさまに言ひなして、知
られず、知らぬ人を、迎へも来らんあへなさよ、
何事をか、うち出づる言葉にせん。年月のつらさ
も、分け来しは山のなごも、あひ語らはんこそ、

をつれ来しは、愛社も何もな
き事にて、言ひだす言葉さへ
なし。長きくあひだ、人目
憚りてつらかりし事も、
又二人が戀路を分けにわけて
きしむかしを、互に話し合ふ
は、夫婦になりても尙盡きぬ
言葉なるべし。そうじて、他
人の世話してくれし女は、心
外にも氣に入らぬこと多加
るべし。

つきせぬ言葉にてもあらめ。すべて、よその人の
とりまかなひたらん、うたて、心づきなき事多加
るべし。

註解 しのぶの浦は、岩代國に在り、人を戀ひ忍ぶ言はん
ための句。新古今に、「打ちはへて苦しきものは人目のみし
のぶの浦のあまのたくなは」。あまは、蟹又は海士の字を
用ふ。漁夫なり。みるは海松と云ふ藻草なり。みるめも云云
は、忍び通ふ所も人目にせかれて自由ならずこの言ひかけ。
●くらぶの山は、暗部山、暗布山など書く、山城の名所なり
●守る人は、看守する人。人目しげきを云ふ。●わりなくは
無理にの義。●まばゆかるべしは、恥かしがるべし。●にげ
なきは、見苦しきと云ふ程の意。●あやしの東人は、賤しき

自分のために、あたらし此若くして美しき身を、みす／＼つまらぬものにするか、金に目くらみし女の心もあしく見え、自分に其女と相對して居るのも、何さなく氣恥しく思ふべし。こんなのは、非常に面白味あらざるべし。梅の花のほひよき夜の、うすぐらき月下にたすみ、御垣ヶ原をわけ上る残夜の天も自分のやうにしのびあるく事も出来ぬ人は、只々色を愛せぬにこそ事ぞなき。

田舎人の義なり。關東人の意にはあらず。●賑はしきは、豊饒の意なり。●誘ふ水云は、豊饒即ち富んで居る人ならば、誰にても靡くさなり。小町の歌に「わびぬれば身を浮き草の根をたえてさそふ水あらばいなんぞ思ふ」さあり●知られず知らぬ人は、互に知らぬ人。西行法師の歌に「うさくなる人を何しに恨らむん知られず知らぬをりもありしに」さあり。●分け來し云云は、人目繁きところを無理に運ひし過去の辛苦を語るこそこそ、面白さも限りなかるべしとの義。古今集の「筑波山端山しげ山しげけれぞ思ひ入るにはさはらざりけり」の和歌の意を取れるなり。●よその人は、外の人の●心づきは、氣に入らぬこそ。よき女ならんにつけても、品くだり醜く、年もた

けなん男は、かくあやしき身のために、あたらし身を徒になさんやは、ご人も心おとりせられ、わが身は向ひわたらんも、影はづかしく覺えなん、いそこそあいなからめ。
註解 年もたけなん男はかくは、前段なる老法師 東人を承けて云ふ語。●あたらし身をば、惜むべき女子の身をばこの意。●人も心おとりは、豊饒につき従ふ心を賤しみて云ひし語。●あいなからめは、面白味が有るまいこの義。
梅の花かうばしき夜の、おぼる月にただすみ、みかきが原の露わけ出でん有明の空も、わが身ざまにしのばるべくもなからん人は、ただ、色このま

ざらんには如かじ。

註解

みかきが原は、大和國吉野郡國樂村に在り。古來の名所
一説に、宮中の事をいへりとも云ふ。●露わけ出でんは、忍
びいづる心。●しのぼるべくもなからん人は、風流にしのび
あること。●歩く事も出来ぬ人はその義。●如かじは、ます事はなしとの
意なり。

○第二百四十一段 望月の圓なる事は

望月の圓なる事は、しばらくも住せず、やがて缺
けぬ。心ごごめぬ人は、一夜の中に、さまでかは
るさまも見えぬにやあらん。病の重るも、住する
ひまなして、死期既に近し。されども、いまだ病

●第二百四十一段

十五夜の月のまるき事は、寸
時もさごまらず、すぐに缺く
るなり。氣をつけて見ぬ人は
只一夜の中に、それ程かほる
事も目に入らざらん。病氣の

重くなるも、命がさごまる暇
なくして、死の時期すでに迫
る。しかし、死にもせぬ中は
いつ迄も生きてゐたし云ふ
平日の心に馴れて、一生涯中
には多くの事をば成就しての
ち、靜かに佛道を修せんと思
ふまに、病氣にかかりて死期
におよぶ時、平日に願ひし多
くの事はただの一つも成就せ
ず、言ひしかひなくして、是
迄の長き年月の怠りをこゝに
初めて後悔し、今度若しも病
氣なほりて命拾はば、日夜に

急ならず死に趣かざるほどは、常住平生の念に
ならひて、生の中に、多くの事を成じて後、しづ
かに、道を修せんと思ふほどに、病をまうけて、
死門に臨む時、所願一事も成せず、いふかひなく
て、年月の懈怠を悔いて、この度、もし立ちなほ
りて、命を全くせば、夜を日につぎて、このこと
かのこと、成じてんど、願を起すらめど、やがて
重りぬれば、われにもあらず、取りみだしてはて
ぬ。この類のみこそあらめ。この事、まづ人々、
いそぎ心におくべし。

註解

望月は、十五夜の月。●一夜の中に云は、十六夜の月

かけ萬事を成就せんとの希望を起すべきも、すぐ危篤になるも、自分に自分を自覺せぬやうになり、見苦しきままして死す。故に後世の事をば、人々は第一番に心にかけておきたきものなり。

願望を成就してのち、間暇ありて佛道に心ざさんさせは願望はいつ迄も盡くるなきなし。はかなき人の生涯中に、何事をか成就すべき。願望はすべて妄りたる想ひなり。願望が心にきざさば、妄想心が

を見て、一分の明をかく事に心づかぬにやこの疑問。●病の重るも云は、病氣の重くなるのも日々に衰へゆきて留らぬさなり。●常住平生は、いつまでも生きてゐたいといふ平日の心にてこの義。●死門は、しこ(死期)。●懈怠は、佛道を修行せざるおこたり。●もし立ちなほりては、若しも萬で病氣が全快したなら。●われにもあらずは、われを忘れての意はてぬは、死するを云ふ。

りなく、所作なくて、心身、ながく静なり。●所願を成じて後、いとまありて、道に向はんとせば、所願盡くべからず。如幻の生の中に、何事をか成さん。すべて、所願みな妄想なり。所願、心に来らば、安心迷亂すと知りて、一事をもなすべからず。直に、萬事を放下して道に向ふ時、さは

自分を迷はしめだすものと悟り、一つの事をもなすべからず。すぐに萬事をなげすてて佛道に向ふ時は、邪覺を爲す事をなくして、精神も身體も共に長へに静かなり。

注。如幻の生は、まほろしの如きはかなき人間の生涯。●所願みな妄想は、もろくの願望はすべて皆みだりなる思ひの義。●忘心迷亂云は、あやまりの心が自分を惑はし亂すこと得て。●道に向ふ時は、妄想より起りたる諸事をすて、一意専心に佛道修行に心する時はこの義。●さほりは、障礙。じやま。●所作なくては、無爲にしての義。自然は。●心身云は、俗世に交はるる心にひまなれども、佛道に向はば常に心も身も静閑なるこの義。能斷金論に曰く、「三には身心俱に寂靜なるあり、所謂聖人。四には身心俱に寂靜あらざるあり、所謂凡夫なり」と。

●第二百四十二段

○第二百四十二段 どころしなへに

永久に、違順に心を役するは
只々苦樂のために外ならず。
樂さいふは、好み愛する事を
云ふ。之を求むる事、暫時も
やまず。其好み愛する所は、
一に名譽、名譽には、身の行
ひと才藝との二つあり。其次
には色慾、其次には味なり。
萬事の願望、この三に及ぶも
のなし。是は本心に背きしも
のより起り、多くの難儀あり
最初より求めざるが遙かにま
されり。

●第二百四十三段

八歳の時、父に、「佛は如何
なるものぞ」と問ひしに、「
佛には人のなりたる也」と。
又「人は如何して佛になりし
ぞ」と、父は、「佛の教によ
りてなる」と答へられたり。
又、「教へし佛は何人が教へ
たるぞ」と、それも又、さきの
佛の教によりてなり」と答へ
らる。「教へはじめの第一の
佛は如何なる佛ぞ」と問ひ
し時、父は「天より降り來つ
らん、地より涌きてつらん」

どこしなへに、違順につかはるることは、偏に苦
樂のためなり。樂といふは、好み愛することなり
これを求むること、やむ時なし。樂欲する所、一
には名なり。名に二種あり、行跡と才藝とのほま
れなり。二には色欲、三には味なり。よろづの願
この三には如かず。これ顛倒の相より起りて、そ
くばくのわづらひあり、求めざらんには如かじ。
註解 違順は、心に違ふと順と。違は苦、順は樂の義。●樂欲
は、好み思ふこと。孟蘭盆經の疏に曰く、「願者心之樂欲也」
と見ゆ。●顛倒の相は、何事をもさかさまに思ふを云ふ。本
心にそむきし事。

○第二百四十三段 八になりし年

八になりし年、父に問ひていはく、「佛はいかな
るものにか候ふらん」といふ。父がいはく、「佛
には、人がなりたるなり」と。又、問ふ。「人は
何として、佛にはなり候ふやらん」と。父また、
「佛のをしへによりてなるなり」と。答ふ。又、
問ふ。「教へ候ひける佛をば、何が教へ候ひける
と。又、答ふ。「それも又、さきの佛の教により
てなり給ふなり」と。又、問ふ。「その教へはじ
め候ひける、第一の佛は、いかなる佛にか候ひけ
る」と、いふ時、父、「空よりや降りけん、土よ

監 大町桂月

書翰文大字典

定價金貳圓貳拾錢
送料金拾六錢

監 大町桂月

國語
漢文
ことばの林

定價金貳圓拾錢
送料金拾六錢

註 小宮水心

註解日本外史

定價金壹圓五拾錢
送料金拾貳錢

譯 秋梧散史

註解文章軌範

字行付二册

定價金六拾錢
送料金八錢

譯 秋梧散史

註解土佐十六夜、方丈、竹取物語

定價金六拾錢
郵税金八錢

譯 秋梧散史

註解徒然草

定價金六拾錢
郵税金八錢

新譯 近古史談

定價金五拾錢
郵税金八錢

71
559

終